

本部長指示事項

- 1 各局区は、県の要請事項に協力するとともに、市民の皆様へ静かな年末年始を過ごしていただくよう周知を行うこと。
- 2 各局区は、屋内の市民利用施設の一部利用制限等を実施すること。また、市ホームページ及び各施設などにおいて、市民の皆様へ周知すること。
- 3 市職員においては、引き続き「さいたま市職員の職場における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドライン」による基本的な感染予防対策に加え、公務内外を問わず、職員一人ひとりが、これまで以上に感染防止に取り組むこと。